

## 電力市場の競争環境整備に向けた論点（たたき台）

令和5年4月18日

消費者庁

これまでに委員からいただいたご意見等を踏まえて、電力市場における競争環境整備に向けた論点を整理した。

本日、経済産業省（電力・ガス取引監視等委員会及び資源エネルギー庁）、内閣府（規制改革推進室）並びに公正取引委員会から説明があった事案の内容や対応の検討状況、提言等も踏まえ、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保を図るために、電力会社や経済産業省などに対して求めるべき対応等について、ご議論いただきたい。

### 【消費者への分かりやすい情報提供について】 〈電力会社、経済産業省〉

- ・電気料金の基本的な構成や電源別の発電の価格等、電気料金の価格がどのように決まっているかを十分に理解できていない消費者も多いと考えられる。こうしたことからすると、小売電気事業者や電気料金メニュー等について消費者が十分に理解して選択できるよう、経済産業省及び各電力会社は、消費者の合理的な選択に際し必要な情報を、分かりやすく、かつ、消費者に届くよう、継続的に情報提供していくことが必要である。
- ・その際、消費者の合理的な選択に際し必要な情報は、どのようなものが考えられるか。  
例えば、料金が事後的に変動する要因や変動幅等の情報など、価格が上昇するリスクに関する情報は特に丁寧に分かりやすく提供されるべきではないか。
- ・消費者が自らのライフスタイル等に応じて最適な選択ができるようにするためには（例えば、単に価格のみならず、再生可能エネルギーのメニューを選ぶ、デマンドレスポンスのメニューを選ぶ等）、公平な競争環境を確保して健全な新電力を育成すること（再生可能エネルギーの導入拡大）や、電気使用の合理化を図るためのデマンドレスポンス市場の育成を行うことなども必要ではないか。

## 【内外無差別の確保について】 〈経済産業省〉

- ・ 内外無差別の確保に向けた大手電力の自主的コミットメントの取組に各社で進捗のバラツキがあり、全体として取組を加速すべきである。電力・ガス取引監視等委員会においては、各社のコミットメントに基づく取組についても、その実態及び実効性をよく確認するべきである。その際、大手電力の内部統制の中で自主的にチェックさせ、その結果を情報開示させるといった方法も考えられる。

### 〈※進捗が遅い点、不十分な点〉

- ・ 確定数量契約、変動数量契約の問題ではまだまだ内部で取引が多く、かつそれが優遇されている。
- ・ 交渉スケジュールや、アクセスできる商品といった点で、改善の余地がある。
- ・ 情報遮断に加え、会計部門間の整理も促していく必要がある。

### 〈横展開を推進すべき、取組の前進例〉

- ・ 東北電力の全量入札の取組 など
- ・ 電力・ガス取引監視等委員会において、確認すべき項目を定めて内外無差別性を評価することを検討しているが、各社の取組や成果について、丁寧かつ詳細に実態を精査することによって、内外無差別が確保されているかを検証・評価する必要があるのではないか。
- ・ スポット市場の拡大に向けて、大手電力の発電電力量の一定割合をスポット市場に玉出しすることを義務付けることなども含め、さらに踏み込んだ検討が必要ではないか。

- ・大手電力の自主的コミットメントの取組だけで、内外無差別が確保できるのか。発販分離（会計分離、所有権分離）の手法の具体的検討も進めるべきではないか。

【参考】規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（一部抜粋）

電力システムの基盤となる競争環境を整備する観点から、支配的事業者の発電・小売事業の在り方、具体的には、旧一般電気事業者の内外無差別的な卸売の実効性を高め、グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題を検討することが重要。こうした観点から、経済産業省は、1)内外無差別な交渉機会の確保、2)内外無差別な卸条件の確保、3)内外無差別な卸売を担保する体制の確保について、以下の取組を求め、今後、その進捗状況を確認するとともに、その他の課題（売り入札の体制、会計分離、発販分離等）についても検討していく。

- ・なお、発販分離が実行された場合であっても、市場のモニタリング等により内外無差別の確保がなされているかを絶えず確認していくことが必要ではないか。

#### 【不正事案の再発防止の対応について】 〈電力会社、経済産業省〉

- ・システムの物理分割、社員教育・意識改革、内部統制強化は、電力システム改革の当初から行っておくべきことであり、これで再発防止策として十分と言えるのか。
- ・これまで、電力の安定供給を大義名分として、体制・仕組みを抜本的に見直すことなく、公平・公正な競争を阻害する結果となっていたのではないか。
- ・便宜を図る動機をなくすため、所有権分離を含めて検討するなど、今後二度とこういった不正事案が発生することがないように、送配電部門の独立性・中立性を徹底すべきではないか。

### 【電力市場の監視体制について】 <経済産業省>

- ・電力・ガス取引監視等委員会は、これら不正を見抜けず、電力市場を監視する立場としての役割を果たせていなかったことから、高い専門性を有する職員の配置、十分なリソース、使命感、中立性、独立性を確保し、機能強化を図ることが求められるのではないか。

### 【その他】

- ・リスクマネジメント不足等により撤退した新電力と契約していた消費者にとっては、消費者トラブルとなるケースもあるとの指摘を踏まえ、現在、経済産業省において検討している小売電気事業者に対する規律の強化について、消費者保護が図られるよう、実効性が担保される方策を具体的に検討すべきではないか。
- ・経過措置規制料金が残る間は大手電力の経過措置規制料金がセーフティーネットの役割を果たしているが、経過措置が解除された場合、国民にとって欠くことのできない電力供給のセーフティーネットの在り方について、検討すべきではないか。